

各 位

「わかりやすい施工計画作成の着眼点」改訂版の発行について

では、このたび平成 15 年に発刊した「わかりやすい施工計画作成の着眼点」の改訂版を作成し、分冊として平成 23 年 12 月 1 日から頒布することといたしました。

労働安全衛生法第 88 条では、高さが 31m を超える建築物または工作物の建設や、掘削の高さ又は深さが 10m 以上の掘削の仕事等、ある一定規模以上の工事を開始する前に、労働者の安全と健康を確保することなどを目的として、事業者において「施工計画書」を作成し、一定の期日までに労働基準監督署に届出ることが義務づけられており、危険・有害な建設物、機械、工法等が採用されないよう行政機関による審査が行なわれています。

では、それらの届出書類作成に際しての参考図書として、
①昭和 60 年に「施工計画作成の着眼点」（A4 版 436 頁）の発刊を皮切りに、
②平成 6 年には第 2 版として「施工計画作成の着眼点（改訂版）」（A4 版 424 頁）を、
③平成 15 年には第 3 版として「わかりやすい施工計画作成の着眼点」（A4 版 436 頁 発行部数 5,700 部）を発刊し、はもとより、全国の建設業者の安全衛生担当者にとって必須の手引書として活用されてきました。

今回作成した改訂版は、第 3 版として発刊した「わかりやすい施工計画作成の着眼点」の一部を改訂したものです。一つは、近年都市部での解体工事が増加していること、また、解体工事から新築工事へと続いて施工する工事が多くなっていることに着目して、解体工事計画にかかる部分を改訂し、「わかりやすい施工計画作成の着眼点（解体工事計画編）」として発行しました。つぎに、最近の法改正等に照らして見直しが必要となった足場工事、石綿等除去工事にかかる部分も改訂し、それぞれ「わかりやすい施工計画作成の着眼点（足場工事計画編）」、「同（石綿等除去工事計画編）」として発行しました。

労働安全衛生法第 88 条に基づく届出に関して、総合的、体系的な手引書を発行しているのは、全国でも だけですが、このたびの 3 分冊を加えることにより、より充実した使いやすい手引書となりました。

また、別途作成した「安全な施工計画作成の手引き」には、各々の届出に共通して必要な総合工程や総合仮設計画等を収録しました。

これらの手引書は、 に設置された
以下 9 名の専門委員が、
および の建設担当専門官のご指導を受けながら編纂したもので、実際の「施工計画書」の好事例のなかから抽出した添付図面等を収録しており、経験の浅い中小規模の事業場担当者が見ても分かりやすい内容となっています。

また、同手引書に掲載している各工事の概要書については、 ホームページ「 」の「会員ページ」の「各種安全衛生様式」にもデータで収録しており、ダウンロードすればそのまま使うことができます。

「わかりやすい施工計画作成の着眼点」改訂版を利用することにより、以下の効果を期待することができます。

- ① 建設業者担当者が、法令に適合した安全な施工計画を効率的に作成することが可能となり、会社の安全衛生管理水準が向上する。
- ② 届出書類のうち、基本的かつ重要な事項についての労働基準監督署からの修正指導がなくなり、

予定どおり着工することができる。

- ③ 対象工事における危険有害要因の洗い出しにもれがなくなり、建設業の労働災害発生の減少につながる。
- ④ 分冊となっているので、届出が必要な工事分だけを廉価で購入することができる。

「わかりやすい施工計画作成の着眼点」には、今回改訂した「解体工事」、「足場工事」、「石綿等除去工事」のほかに、88条2項の「型枠支保工」、「軌道装置の届出」、88条4項の建築編では「杭打ち工事計画」、「掘削工事計画」、「鉄骨工事計画」、土木編では「橋梁の建設」、「ずい道の建設」、「圧気工法による仕事」、「廃棄物の焼却施設の解体」等にかかる施工計画が収録されていますが、今後も必要に応じて順次改訂し、分冊として発行していく予定です。

当支部では、「安全な施工計画作成の手引き」等をテキストに使用し、平成23年10月から11月にかけて[]において、約1,300名を対象に「ご安全に運動研修会」を開催することといたしております。

・発行書物名

- ① 安全な施工計画作成の手引き
- ② 「わかりやすい施工計画作成の着眼点（解体工事計画編）」
- ③ 「わかりやすい施工計画作成の着眼点（足場工事計画編）」
- ④ 「わかりやすい施工計画作成の着眼点（石綿等除去工事計画編）」

- ・発行日 平成23年10月18日
- ・発行部数 初版各2,400部（必要に応じ増刷）
- ・販売開始日 各分会の研修会終了後の平成23年12月1日から